

環境衛生のしおり

保存版

家庭ごみの分け方・出し方



じょうりんちゃん

ごみの分別と流れ	1
ごみの減量化	2
ごみの出し方	3
燃やすごみ	4
燃やさないごみ	5・6
プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)	7・8
空カン／空ビン	9
ペットボトル／紙パック	10
スプレー缶・カセットボンベ／ 廃乾電池／使い捨てライター	11
自己搬入／収集できないもの	12
家庭ごみ収集日程表	13
大型ごみ(事前予約・有料制)	14
拠点回収 (廃蛍光管／廃食用油／使用済小型家電／ 小型充電式電池／水銀使用製品)	15 17
生ごみ処理機等購入費補助金交付制度	18
家電リサイクル法対象品目／パソコン	19
資源再生利用奨励金制度／ ごみ散乱防止ネット等購入費補助金制度	20
城陽市の一般廃棄物処理について ・金属類や資源物等の持ち去り禁止 ・動物死体の出張回収	21・22
城陽市ポイ捨て禁止条例	23
フードドライブにご協力を!	24
城陽環境パートナーシップ会議	25・26
エコ活	27
城陽市エコ・アクション・ポイント	28
愛犬家・愛猫家のみなさんへ	29
ハチの巣駆除は慎重にしましょう／ し尿収集	30

城陽市

令和6年(2024年)8月発行

ごみの分別をする前に… ごみを減らす方法を考えましょう

私たちは、日常生活において、大量の資源を使い、一方で多くのごみを出しています。

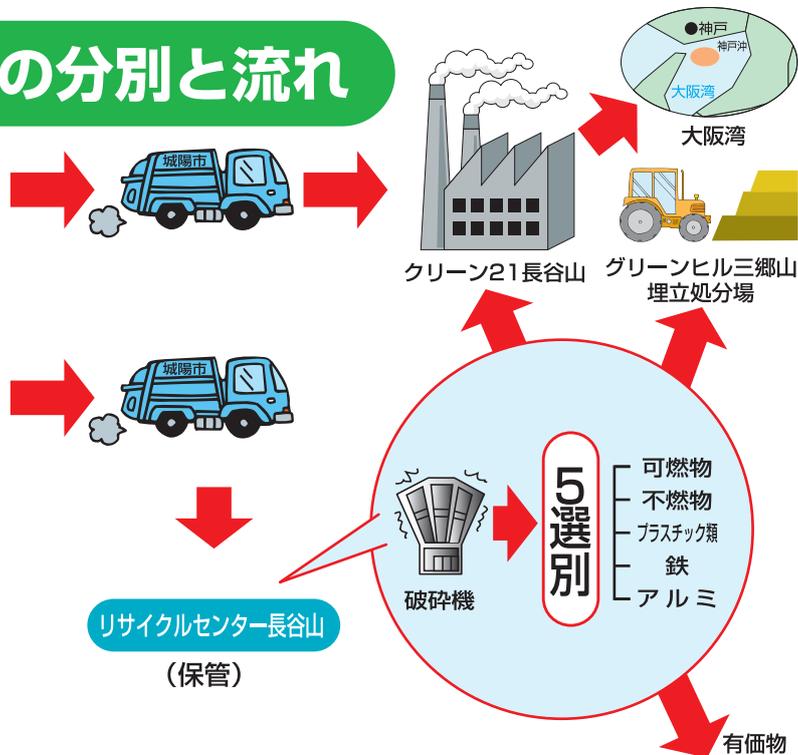
その中には、まだまだ使える物や資源として再利用できる物も多く含まれています。

ごみを分別するとともに、物を大切にすることでごみを出さないようにしたり、繰り返し使うことで、ごみとならないようにして、資源の消費を抑え環境に負荷をかけない生活を送る必要があります。

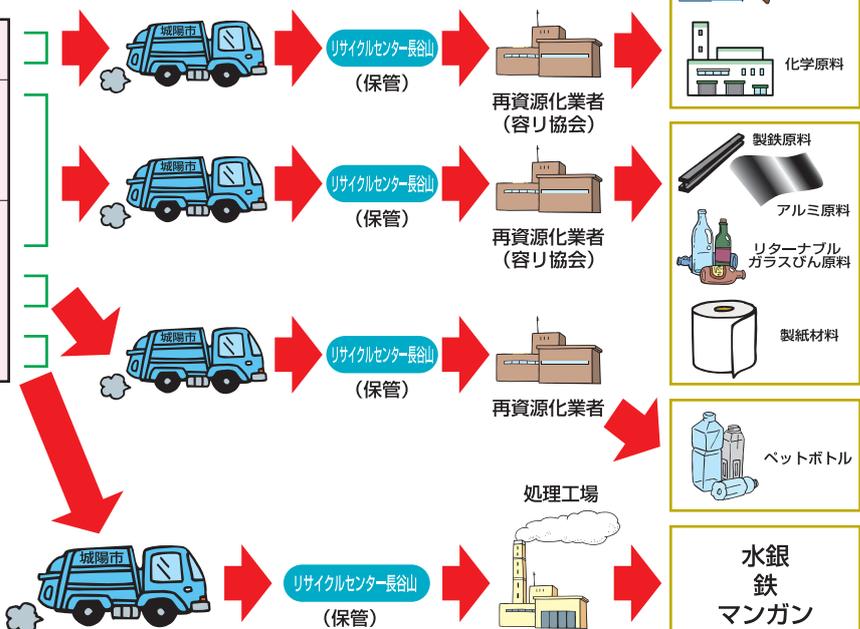
みなさん一人ひとりの身近な生活の中から、小さな積み重ねでごみを減らしましょう!!

ごみの分別と流れ

燃やすごみ	ステーション収集	週2回
燃やさないごみ		月2回
スプレー缶 使い捨てライター カセットボンベ (燃やさないごみの日に分別排出)		月2回
大型ごみ	戸別収集	週3回 有料 (予約制)



資源物	プラマーク製品	ステーション収集	週1回
	空カン		隔週
	空ビン	月2回	
	紙パック		
	ペットボトル		
	廃乾電池		



小型家電	拠点回収	施設開庁(館)時 随時受入	→	リサイクルセンター長谷山保管	→	国指定認定業者 再資源化 ・レアメタル、プラスチック類、鉄、アルミなどに選別
廃蛍光管		月1回	→	リサイクルセンター長谷山保管	→	再資源化業者 ・水銀、ガラス、金属類に選別
廃食用油		月1回	→	衛生センター保管	→	廃食用油処理業者 ・BDF(バイオディーゼル)化
小型充電式電池		施設開庁(館)時 随時受入	→	衛生センター保管	→	再資源化業者 ・ステンレス製品、銅製品など

ごみの減量化

ここがポイント！



家庭から出るごみのうち、約7割～8割は「燃やすごみ」です。
ごみとして出す前に次のようなことを実践して、減量化に取り組んでいきましょう。

生ごみのもとを減らそう！

■燃やすごみの約4割は生ごみ！ 食べ残しや料理くずを減らしましょう。

燃やすごみのうち、重さの約4割は生ごみとなっています。
この生ごみを減らすためには、まず、生ごみを発生させないことが重要です。

「買いすぎない」、「作りすぎない」、「食べ残さない」ことを心がけてみましょう。

食事の食べ残しや食材の使い残しが多ければ多いほど、生ごみも多くなってしまいます。

食べる量を考えて、買い物や調理方法を工夫しながら、生ごみのもとを減らしましょう。

※未開封の余った食材は、フードドライブ事業にご協力をお願いします。(P24参照)



生ごみは水切りをしよう！

■生ごみの約7割～8割は水分！

燃やすごみの高い割合を占める生ごみですが、その生ごみのうち、約7割～8割は水分といわれています。

水分が多いと運ぶのに重いだけでなく、腐りやすく、悪臭や汚れの原因となります。そのため、生ごみは水分を十分に切ることがとても重要です。

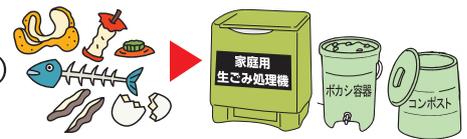


生ごみを堆肥化しよう！

■家庭用生ごみ処理機・生ごみ処理容器で ごみ減量・資源化をしましょう！

家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器・ポカシ容器を使うと生ごみを約1/7～1/10に減らすことができ、処理したものは肥料として家庭菜園などに利用することが出来ます。

市では、モニター募集や購入費用の一部補助を行っています。(P18参照)

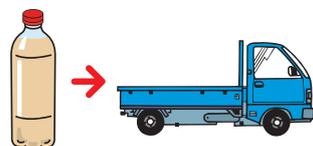


廃食用油をリサイクルしよう！

■家庭系使用済天ぷら油は、 リサイクルできます！

家庭からでる使用済の天ぷら油は、市の回収に協力しましょう。

また、回収された油は、軽油の代わりに燃料などとなるBDF（バイオディーゼル）化しています。



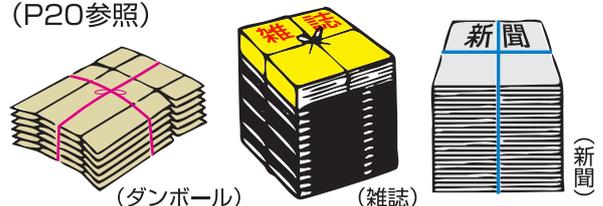
※動物性油脂（ラードなど）は出せません（P15参照）

古紙類をリサイクルしよう！

■家庭でいらなくなった古紙も、 リサイクルしましょう！

古新聞・古雑誌・ダンボール等は、地域の集団回収に協力しましょう。

市では、活動される団体に補助を行っています。(P20参照)



ごみの出し方

分別と収集日を確認しましょう。

ごみの分別を確認しましょう。
収集する日は、広報じょうよう 毎月1日号やごみカレンダー、市ホームページで確認しましょう。
(地域によって収集する日が異なります。)



ルール違反のごみには、「お願い」の貼紙をしますので、内容を確認して適切に排出してください。

ごみステーションへ出しましょう。

ごみステーションでは、みなさんにごみ収集後の清掃、維持管理及びごみネットの後片付けをしていただいています。

- ・有料大型ごみ以外は戸別収集はしていません。
- ・地域に新しく入られた方は、その地域の方の了解を得て出してください。
- ・利用している以外のごみステーションには、絶対に出さないでください。
- ・ごみステーションは5世帯以上で1か所を基本としています。
- ・新設(増設)・移動・廃止など、詳しくは、衛生センター(電話53-1400)まで。

※ごみ袋は、一度につき45ℓ袋で3袋位までの排出をお願いします。



時間を守りましょう。

必ず収集日の朝8:30までに出してください。
収集量や道路状況などにより収集時間は変わりますので、ご了承ください。
収集した後に出されたごみは、取り残されてしまいます。



決められた袋を使いましょう。

ごみを出す袋は、無色透明・白色半透明の袋を必ずご使用ください。色付袋やダンボール、米袋に入れられたごみは収集できません。古紙類は、集団回収に出してください。
※袋に入らない、入れにくいものは、「これはごみです」と貼紙をしてください。



ごみ散乱を防ぐために。

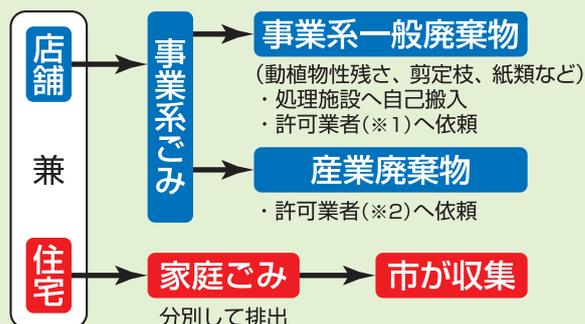
カラスなどによりごみステーションに出されたごみが荒らされると、景観上も衛生上も好ましくない状態になります。ごみネット等を使用されている場合は、完全にネットの端を中に巻き込んだり、重しを置くなどするほか、生ごみの水切りの徹底、新聞等で包んで見えなくするなどの対策をお願いします。



注意 店舗兼住宅から出るごみについて

店舗兼住宅の場合、店舗部分から出るごみは事業系廃棄物となり、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。

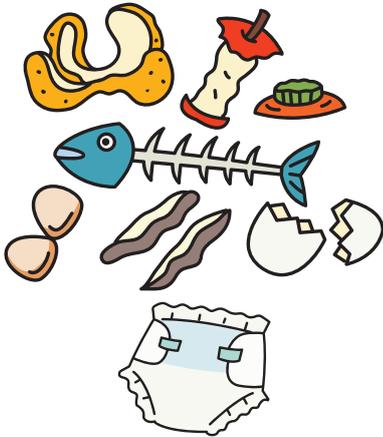
事業者自ら処理するか、回収業者に処理を依頼するなど、「店舗」と「家庭(住宅)」のごみは区別して、処理してください。



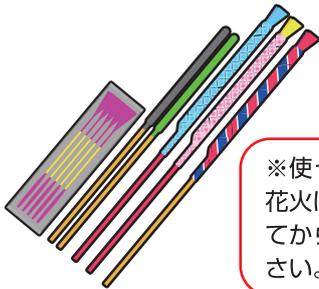
※1 城陽市の一般廃棄物処理業(収集・運搬)の許可を受けた業者(P21参照)以外は事業を行うことができません。
※2 京都府の許可を受けた業者以外は事業を行うことができません。

出してよいもの

生ごみ・紙くず類



- 料理くずなど生ごみ ●紙くず
- おむつ(汚物はトイレへ) など



※使っていない
花火は水で湿らせてから出してください。

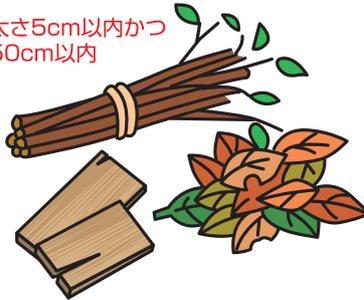
衣料品・繊維製品



※衣類はできるだけ集団回収に出しましょう(P20参照)
※ファスナーやボタンの付いているものや革製・ナイロン製のものは、「燃やさないごみ」へ出してください。

木製品・木切れ・剪定枝

木は太さ5cm以内かつ
長さ50cm以内



- 剪定枝 ●落ち葉 など

プラマーク製品で、 きれいでないもの

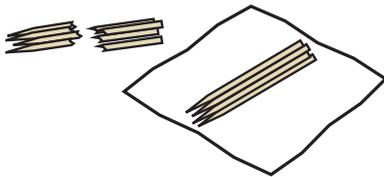


- マヨネーズ ●ケチャップ ●練りわさび
- からし ●歯磨きチューブ ●マーガリンの容器 など

※農家から出る、果樹や野菜くず等は出せません。
自己処理を行うか、事業系一般廃棄物の許可業者に依頼してください。

出し方・注意点

危険なもの



竹串やようじなどがったものは、危険のないよう短く折るか、紙に包んでください。

剪定枝



剪定枝は長さ50cm以内にして、ひもでしばって出してください。
※一度に大量に出されたものは収集できません。

廃食用油

家庭から出る使用済天ぷら油を燃やすごみの収集に出す場合、市販の薬剤で固めてから出してください。
※廃食用油の拠点回収にご協力ください。(P15参照)



拠点回収の「のぼり」と「回収BOX」

※土・砂・コンクリート等は
収集できません。

処理施設へ自己搬入(P12参照)するか、許可業者(P21参照)に依頼してください。

出してよいもの

ふとん・毛布類



※ひもでしばってください。

リサイクルできないプラスチック

プラマーク製品以外のもの

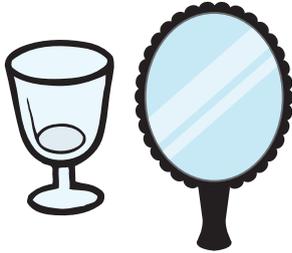


陶磁器類



- 土なべ ●茶わん
- 陶器製コップや皿 など

ガラス製品



- ガラス製の灰皿やコップ
- かがみ

紙、木、金属等が複合しているプラスチック製品や軟らかいプラスチック

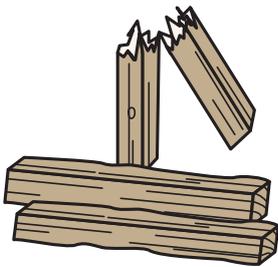
- ビデオテープ ●CD
 - スポンジ ●洗濯ばさみ
 - 梱包用バンド ●ビニールホース
 - 歯ブラシ ●洗面器
 - タッパー ●バケツ
 - プランター ●ポリタンク など
- (P8参照)

衣類



- ファスナーやボタンがついているもの
- 革・ナイロン製のもの

板きれ・木



木は太さ5cmを超え7cm以内かつ長さ100cm以内
又は長さ50cmを超え100cm以内かつ太さ7cm以内

金属類



- やかん ●スプーン
- なべ ●ガスレンジ・IHレンジ
- かさ ●ビンのフタやキャップ など
- フライパン

電球・蛍光灯



蛍光灯は拠点回収にご協力ください。(P15参照)

小型家電



(石油は抜いてください)

保冷剤

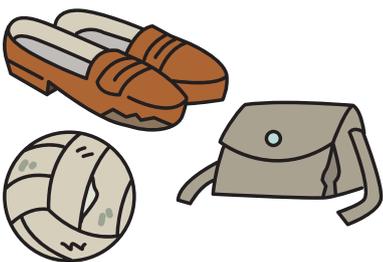
乾燥剤



カイロ



革製品・合成皮革・ゴム製品



- 靴 ●バッグ
- ボール ●グローブ など

※資源の有効的な再資源化のため、小型家電の拠点回収にご協力ください。(P16参照)
※火災防止のため電池類は外してください。

乾電池・ボタン電池はP11参照 バッテリー(小型充電式電池)はP17参照

危険なもの



刃物やくぎ、針などは、紙に包んで「キケン」と書いて、無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

われもの



ガラスの破片などは、紙などに包み「キケン」と書いて、無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

リサイクル家電



テレビやパソコンなど、特定の電化製品は家電リサイクル法対象品目です。ごみ収集には出せません。(P19参照)

スプレー缶類他



スプレー缶やカセットボンベは、中身を使い切って無色透明又は白色半透明の袋に入れて、「燃やさないごみ」と分けて出してください。※穴あけ不要 (P11参照)

使い捨てライター



中身を使い切って無色透明又は白色半透明の袋に入れて、「燃やさないごみ」と分けて出してください。(P11参照)

乾電池



無色透明又は白色半透明の袋に入れて、「燃やさないごみ」と分けて出してください。(P11参照)

※小型充電式電池(ニカド、ニッケル水素、リチウムイオン)(P17参照)及びボタン電池の処分方法(P11参照)

家具類



タンス、棚、机など、ごみとして出される場合は、全て1m以内に細かくつぶして、板切れにしてひもでしばって「燃やさないごみ」に出してください。

※大量に出されますと収集できません。(一度につき45ℓ袋で3袋位) 大量の場合は、自己搬入(P12参照)又は、大型ごみ(P14参照)の利用をお願いします。

水銀使用製品

血圧計・体温計等は衛生センターへ持ち込んでください。(P17参照)

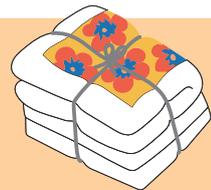


※農家から出る農業用シート(マルチ)等は出せません。販売店等でご相談いただくか、産業廃棄物処理業者に依頼してください。(P3参照)

ここがポイント!



燃やさないごみとは、材質が燃えないことではなく、中間処理の仕方として、燃やさない方法(破碎処理)をとることを言います。そのため、ふとん、毛布類も「燃やさないごみ」になります。



ござ、カーペット、ふとん、毛布類はひもでしばって1m以内にして出してください。

※土・砂・コンクリート等は収集できません。処理施設へ自己搬入(P12参照)するか、許可業者(P21参照)に依頼してください。

プラスチック製容器包装とは？

「容器」とは商品を入れるもの（袋を含む）、「包装」とは商品を包むもので、プラスチック製容器包装とは、その中身を出したり、使ったりした後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

プラスチック製のものでも、バケツや歯ブラシといった**プラマークが付いていないものは対象外**となります。



※プラスチック製容器包装には左のマークが表示されています。このマークが付いているものを、容器包装プラスチックの収集日に出してください。

ただし、きれいなものだけ、出してください。

●きれいでないもの、中身が残っていたり、汚れが付いているものは、資源化できませんので「燃やすごみ」の収集日に、出してください。(P4参照)

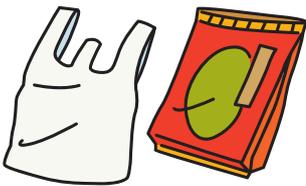


※プラマーク製品以外のプラスチックはP8参照



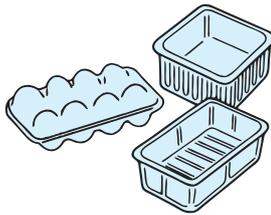
出してよいもの

ポリ袋類



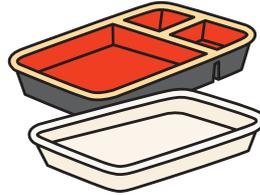
- レジ袋
- お茶の袋
- ポリ袋
- 冷凍食品の袋
- 米袋
- お菓子の袋
- インスタントラーメンの袋 など

パック類



- とうふパック
- 卵パック など

容器類



- 惣菜等の発泡トレイ
- コンビニ弁当容器
- 発泡スチロール容器 など

カップ類



- アイスクリームの容器
- 乳酸飲料容器
- プリン・ゼリーの容器
- インスタント食品カップ容器
- カップ麺の容器 など

ボトル類



- 洗剤・柔軟剤
- シャンプー・リンス
- 食用油
- 調味料 など

ラベル、フィルム



- ペットボトルなどのラベル
- 外装フィルム (おにぎりなど)
- たばこの外装フィルム など

チューブ類



- マヨネーズやケチャップ・わさび・カラシ・歯磨き粉のチューブ など

発泡スチロール・その他



- ペットボトル等のキャップ
- チューブ容器のキャップ
- 果物等のネット
- 気泡緩衝材 (プチ、エアキャップ等)
- 発泡スチロール など

※きれいなものは、「プラマーク製品」の収集日に
きれいでないものは「燃やすごみ」の収集日に出してください。(P4参照)

プラマーク製品以外のプラスチックの分類（燃やさないごみ）



← **が付いていない
ものにご注意を**



プラマークを
よく見てネ!!

材質はプラスチックでも**プラマークの付いていないもの（下記例）**は、
「燃やさないごみ」の収集日（月2回）に出してください。
(P5~P6参照)

マイバッグ・マイボトルを使いましょう!

プラスチックごみの不適切な
処理は地球環境、生態系に大
きな悪影響を及ぼしています。
ごみを減らすため、マイバッ
グやマイボトルなど繰り返し使
える製品を持ち歩きましょう。



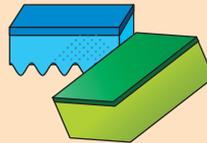
ビデオ・カセット・CD(ケース含む)



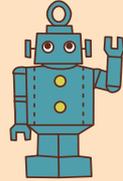
バケツ



スポンジ



おもちゃ類



タッパー



歯ブラシ



お盆・ボックス



文房具



プランター



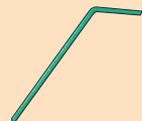
プラスチック鉢



まな板



ストロー



洗濯バサミ



ポリタンク



プラスチック製食器



ちりとり



サンダル



ホース



洗面器



風呂イスなど



空カン

隔週収集

出してよいもの

飲み物・食べ物のカン



- 飲み物のカン (スチール、アルミ)
- 缶詰のカン
- 食べ物のカン
- ペットフードのカン など

中を水で軽くすすいで、無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

出し方・注意点

収集には出せません



一斗缶などは「燃やさないごみ」の日に
出してください。

中身の入っているものは、収集できません。

空ビン

隔週収集

出してよいもの

飲み物・食べ物のビン



- ジュースや牛乳のビン
- インスタントコーヒーなどのビン
- ジャムや瓶詰食品のビン ●調味料のビン
- お酒やワインのビン ●栄養ドリンクのビン

中を水で軽くすすいで、無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

出し方・注意点

中を水で軽くすすいで、汚れを落としてください。

金属製のふたやキャップは「燃やさないごみ」の日に
出してください。



農薬などのビンや化粧品のビンはよく水洗いし、「燃やさないごみ」の日に
出してください。

一升ビンやビールビンなどは、なるべく
販売店に戻してください。

中身の入っているものは、収集できません。

ペットボトル

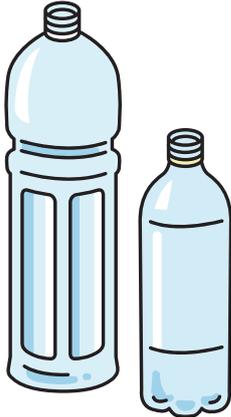
月2回収集

出してよいもの

出し方・注意点



- 次のペットボトル
- 飲料用
 - しょうゆ、しょうゆ加工品
 - 料理酒
 - みりん風調味料
 - 食酢、調味酢
 - ドレッシング調味料



ペットボトルのキャップとラベルは「プラマーク製品」の日に出してください。



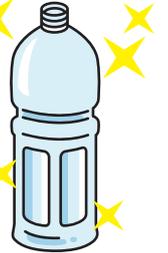
ペットボトルはできるだけつぶしてください。

中の水を軽くすすいで、汚れを落としてください。
※汚れが落ちないものは「燃やさないごみ」に出してください。

使用済みペットボトル

新しいペットボトル

※使用済みペットボトルが新しいペットボトルに生まれ変わる「ボトル to ボトル」事業を行っています。リサイクルにご協力をお願いします!!

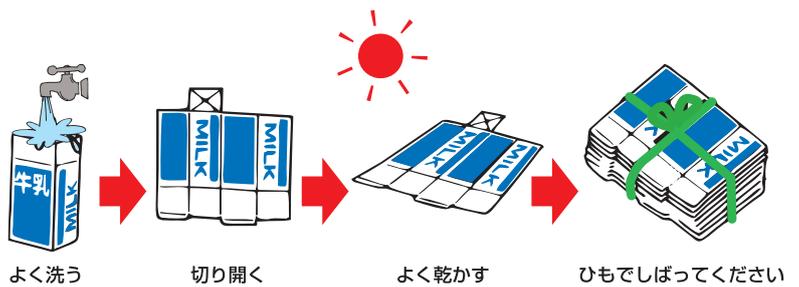


紙パック

月2回収集

出してよいもの

出し方・注意点



●内側にビニールや銀紙がついているものは、「燃やさないごみ」の日に出してください。

●アルミコーティング



捨てればごみ
リサイクルにご協力を!!



じょうりんちゃん

スプレー缶・カセットボンベ

月2回収集

出してよいもの

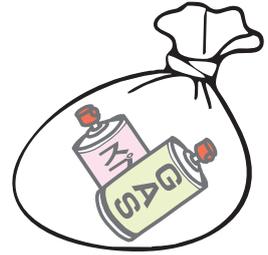


- 家庭用スプレー缶
- カセットボンベ

出し方・注意点



スプレー缶やカセットボンベは、必ずガスを完全に使い切って穴をあけずに出してください。



無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。
※中身が残っている場合は「中身が残っています」と貼紙をしてください。

「燃やさないごみ」の収集日に「燃やさないごみ」と分けて出してください。

廃乾電池

月2回収集

出してよいもの



- マンガン乾電池
- アルカリ乾電池
- コイン型リチウム電池 (CR又はBR)

出し方・注意点



無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

コイン電池・ボタン電池の処分方法

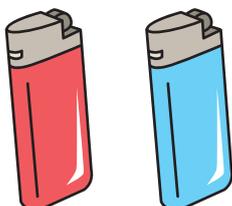
型式記号	品名	処分方法
CR	コイン型リチウム電池	市の回収として排出してください。
BR		
LR	アルカリボタン電池	販売店の回収箱に入れてください。
SR	酸化銀電池(時計等)	
PR	空気亜鉛電池(補聴器等)	

「燃やさないごみ」の収集日に「燃やさないごみ」と分けて出してください。

使い捨てライター

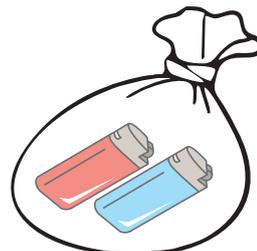
月2回収集

出してよいもの



- 使い捨てライター

出し方・注意点



必ず使い切る。
無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

※中身が残っている場合は「中身が残っています」と貼紙をしてください。

「燃やさないごみ」の収集日に「燃やさないごみ」と分けて出してください。

自己搬入(有料)

自己搬入とは、排出者(城陽市民)が衛生センター窓口で手続きをし、自ら処理施設に搬入する方法です。
事業所から排出される事業系一般廃棄物(動植物性残さ・紙類・剪定枝等)も自己搬入できます。

◎手続き

処分したいごみを積んで衛生センターで手続きをし、下記の処分場の搬入時間内に搬入してください。

【ご注意】排出者自身が搬入しない場合は、排出者からの委任状が必要です。また、業者が運ぶ場合は城陽市の一般廃棄物処理業(収集・運搬)の許可を受けた業者以外は行うことができません。(P21参照)

燃やすごみ

処分場：クリーン21長谷山

搬入日時：月～金(土日祝、年末年始除く)の8:30～12:00、13:00～16:00

処理手数料：100kgまでごとに1,500円。

主な搬入対象物：食用カス、木の枝や葉、草、紙類

燃やさないごみ・剪定枝

処分場：リサイクルセンター長谷山

搬入日時：月～金(土日祝、年末年始除く)の8:30～12:00、13:00～16:00

処理手数料：100kgまでごとに1,500円。

主な搬入対象物：家具類、ガラス類、陶磁器類、プラスチック類、ふとん、毛布類、金属類

※事業所から排出される燃やさないごみは産業廃棄物になりますので、自己搬入できません。

京都府の許可を受けた業者に依頼してください。

※剪定枝は別料金

土砂等

処分場：グリーンヒル三郷山

搬入日時：月～金(土日祝、年末年始除く)の8:30～12:00、13:00～16:00

処理手数料：100kgまでごとに1,200円～1,500円。

主な搬入対象物：こぶし大以下の大きさまでの石、コンクリート、土、砂等 ※家庭系のみ、事業系は搬入できません

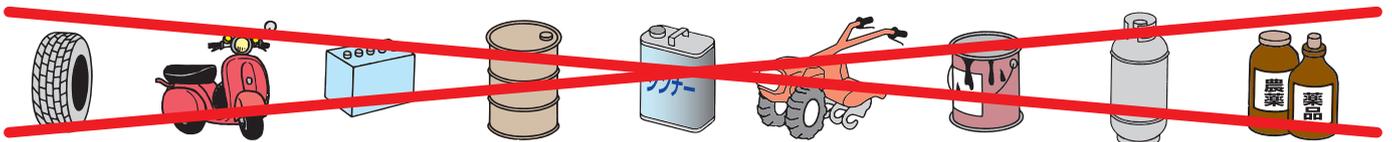
※事業所から排出される土砂等は産業廃棄物になりますので、自己搬入できません。

京都府の許可を受けた業者に依頼してください。

収集できないもの

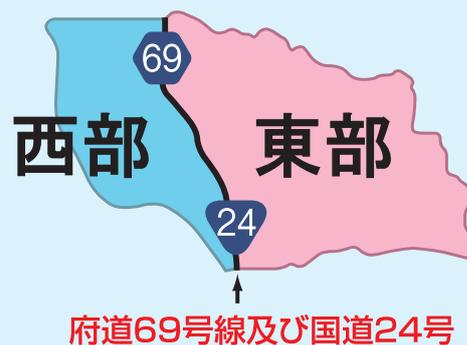
処理施設で処理できないため、市で収集できません。
(購入店や専門業者に、ご相談ください。)

- 車やバイクの部品(タイヤ・バッテリー他)
- ドラム缶
- 農薬・劇薬品
- ガソリン・灯油・オイル類
- ペンキ類
- LPガスボンベ
- ピアノ
- 農機具
- 消火器
- 事業系ごみ(産業廃棄物・建築廃棄物)など



家庭ごみ収集日程表

府道69号線(平川室木～寺田新池)、
国道24号(寺田新池～山城大橋東詰)を
境に、市内を**西部地区**と**東部地区**に
分けています。



品 目	西部地区	東部地区
燃やすごみ (週2回)	毎週 月・木曜日	毎週 火・金曜日
燃やさないごみ (月2回)	第1・3回目の水曜日	第2・4回目の水曜日
空ビン (隔週)	第2・4回目の水曜日	第1・3・5回目の水曜日
空カン (隔週)	第1・3・5回目の金曜日	第2・4回目の木曜日
ペットボトル・紙パック (月2回)	第2・4回目の金曜日	第1・3回目の木曜日
プラマーク製品 (週1回)	毎週 火曜日	毎週 月曜日

◎「廃乾電池」「スプレー缶・カセットボンベ」「使い捨てライター」は、「燃やさないごみ」の日に収集します。
それぞれ区別して無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。

1. 「分別の出来ていないごみ」「収集日が違うごみ」「収集後に出されたごみ」は、収集できません。
2. **ダンボール・新聞・雑誌等は収集できません。**自治会や子ども会の集団回収に出すか、古紙リサイクル業者に出してください。
3. マンション等については、収集対象となっていない場合があります。不明な場合は、管理会社等にご確認ください。

※お願い……すべてのごみは、無色透明又は白色半透明の袋に入れ、収集日の朝8:30までに出してください。

《収集日については、広報じょうよう 毎月1日号やごみカレンダー、
市ホームページ、環境衛生のしおりをご覧ください。》

※LINEでごみ収集日をお知らせします。
(詳しくは市ホームページをご覧ください。)

<https://www.city.joyo.kyoto.jp>



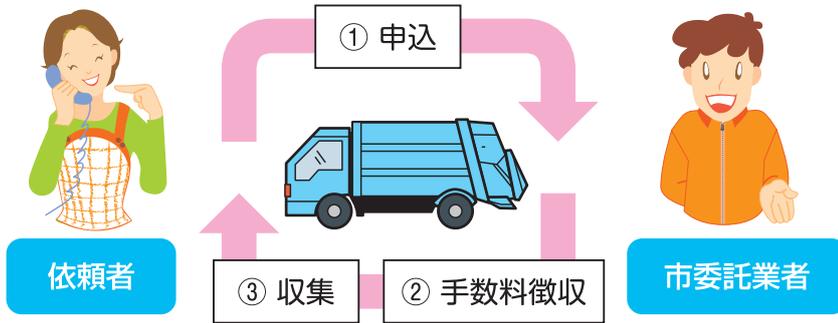
ごみの排出時間・ルールを
守って、きれいな街に
しましょうね!!



大型ごみ(事前予約・有料制)

最も長い辺が1メートルを超えるもの

○申込から収集までの流れ



予約制

大型ごみ受付専用
電話 82-3929

(市委託業者)

受付時間 月～金(祝日含む)
8:30～17:00
(年末年始を除く)

①市委託業者(☎82-3929)に収集をお申し込みください。(先着順)住所、氏名、電話番号、品目、品数、大きさなどをおたずねするほか出し方を説明します。

手数料徴収に伺う日と収集に伺う日を決めます。(手数料徴収に伺う日は収集に伺う日の前日までです。同日にはできません。)

②手数料徴収日に自宅まで伺いますので、現金を用意してください。大型ごみ処理券をお渡ししますので、収集日までに品物に貼り付けてください。

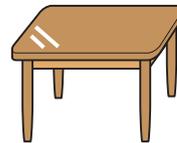
③収集日に自宅の前まで収集に伺います。
※**建物内**に入**って**の運び出しはしていません。

○収集できる数量

1回の収集で4点まで

※引越など多量のごみは収集できません。

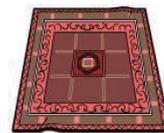
処理施設へ自己搬入(P12参照)するか、許可業者(P21参照)に依頼してください。



大型ごみは
ごみステーション
には出せません!

○収集時間及び条件

- ・収集日は毎週**火曜、木曜、金曜**です。
- ・午前の部9:00～11:00、午後の部13:00～15:00(時間指定はできません。)
- ・原則立ち合いが必要です。
- ・**品物は屋外**へ出しておいてください。(マンション等は**1階建物外**へ降ろしておいてください。)



大型ごみ手数料

(令和6年7月31日現在)

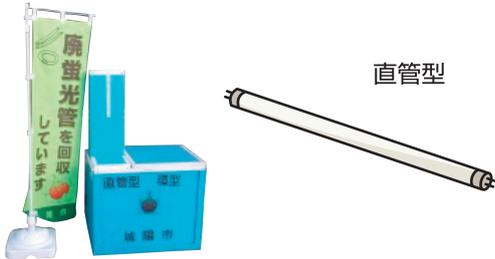
ベッド(1台)	2,000円	サーフボード(1台)	1,000円
スプリングマットレス(1台)	2,000円	自転車(1台)	1,000円
ベビーベッド(1台)	1,000円	じゅうたん(電気カーペットを含む)(1枚)	600円
障子、ふすまその他の建具(1枚)	1,000円	編み機(1台)	600円
スノーボード(1台)	1,000円	ベビーカー(1台)	600円
スキー板(1組又は1枚)	1,000円	物干し竿(1本)	200円
上記以外の大型ごみで、最も長い辺が1.5メートル以下のもの(1台)			1,000円
上記以外の大型ごみで、最も長い辺が1.5メートルを超えるもの(1台)			2,000円

拠点回収

廃蛍光管

毎月・第2回目の水曜日

出してよいもの



直管型

環型
サークル型
電球型



LEDや電球等は「燃やさないごみ」に出してください。

出し方・注意点

購入されたケースに入れて出してください。無い場合は、そのまま出してください。

※拠点回収に出せない場合や割れた廃蛍光管は「燃やさないごみ」(P5~P6参照)の収集日に出してください。

拠点と排出時間

施設(拠点)	回収BOX設置場所	排出(出す)時間	
北部コミセン	西側駐車場入口南側	10:00~15:00	
東部コミセン	正面入口手前北側		
南部コミセン	正面入口東側		
今池コミセン	ゲートボール場ベンチの南側		
青谷コミセン	正面入口北東側		
陽寿苑	正面入口西側		
陽東苑	正面入口西側		
陽幸苑	正面入口階段東側		
陽和苑	建物南東側		
市役所	市役所庁舎南玄関東側		
ひなたぼっこ	駐車場入口東側		
衛生センター	事務所		月~金曜日(祝日可) 8:30~17:15

令和6年7月31日現在

廃食用油 使用済植物性てんぷら油

毎月・第3回目の金曜日

出してよいもの

家庭で使用された植物性の油

※ラード等の動物性の油脂は出せません。

出し方・注意点

油の入っていたプラ容器(無ければペットボトル可)に入れ、しっかりフタをして回収ボックスに入れてください。(異物は取り除いておいてください。)



「のぼり」と「回収BOX」

拠点と排出時間

施設(拠点)	回収BOX設置場所	排出(出す)時間	
久世保育園	正面入口階段北側	7:00~9:00	
青谷保育園	正面入口門扉南側		
鴻の巣保育園	北入口門扉前西側	7:30~9:00	
今池保育園	正面入口門扉北側		
ひなたぼっこ	駐車場入口東側	8:30~10:00	
富野幼稚園	正面入口南側角		
北部コミセン	西側駐車場入口南側	9:00~10:30	
東部コミセン	正面入口手前北側		
南部コミセン	正面入口東側		
今池コミセン	ゲートボール場ベンチの南側		
青谷コミセン	正面入口北東側		
陽寿苑	正面入口西側		
陽東苑	正面入口西側		
陽幸苑	正面入口階段東側		
陽和苑	建物南東側		
文化・バルク城陽	懸垂幕の北側		
城陽市観光協会	正面入口北側		
市役所	市役所駐車場西出入口北側		8:00~9:30
保健センター	保健センター東入口南側		
給食センター	来客者用入口南側		
衛生センター	衛生センター南入口東側		
西広田自治会	各自治会内協力者宅前	8:00~10:30	
平川西部自治会			
宮ノ谷自治会		9:00~10:30	
西垣内自治会			
回収BOX常時設置			
アル・プラザ城陽	東側出入口	開店時間内	
コープ城陽	正面入口北側	開店時間内	

令和6年7月31日現在

お願い 新たに回収拠点設置にご協力いただける自治会を募集しています。詳しくは衛生センター(53-1400)まで。

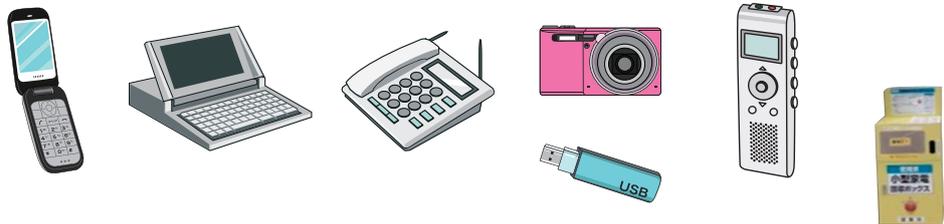
使用済小型家電

出してよいもの

《使用済の小型家電製品 高さ20cm・幅40cmの投入口に入るもの》

●携帯電話、公衆用PHS端末、パソコン、タブレット型携帯端末 ●電話機、ファクシミリ ●ラジオ ●デジタルカメラ、ビデオカメラ、カメラ ●映像用装置/DVDビデオ、HDDレコーダー、BDレコーダー、プレーヤー、ビデオテープレコーダー(セット) ●音響機器/デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリー)・(HDD)、CDプレーヤー、MDプレーヤー、デッキを除くテープレコーダー、ヘッドホン、イヤホン、ICレコーダー、補聴器 ●補助記憶装置/ハードディスク、USBメモリー、メモリーカード ●電子書籍端末 ●電子辞書、電卓 ●電子血圧計、電子体温計 ●理容用機器/ヘアードライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり及び洗浄機、電気バリカン、電動歯ブラシ ●懐中電灯 ●時計 ●ゲーム機/携帯型・据置型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)、ハイテク系トレンドトイ ●カー用品/カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナー、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカー、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット ●これらの付属品/リモコン、キーボードユニット、マウス、ACアダプター、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器(健康機器、美容機器、カメラ等)、地上デジタルチューナー、CDデジタルチューナー、その他チューナー、ケーブルテレビ用STB、ゲーム用コントローラー

回収にご協力を!!



出し方・注意点

- ◆下記の拠点に設置してある、回収ボックスに入れてください。※乾電池等は、抜いておいてください。
- ◆回収ボックスの投入口に入らないものは、対象外となりますので、「燃やさないごみ」の日に出してください。ただし、投入口に入らないパソコンは、これまでどおり製造メーカーなどに回収を依頼してください。
- ◆携帯電話・パソコンなど個人情報が入っているものは、あらかじめデータを削除しておいてください。
- ◆一度入れられた製品は、個人の特定が困難なため、返却できません。
- ◆家電リサイクル法対象品目くテレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式、有機EL式)・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機は、出せません。購入店に相談するなど適切にリサイクルしてください。(P19参照)
- ◆小型家電は、箱や袋から出してください。また、箱や袋は持ち帰りください。

使用済小型家電回収拠点一覧

施設(拠点)	住所	電話番号	開庁(館)時間	施設(拠点)	住所	電話番号	開庁(館)時間
市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	52-1111	8:30~17:15	陽和苑	城陽市平川大將軍2	52-9670	9:00~16:00
福祉センター	城陽市寺田東ノ口17	56-0909	8:30~17:15	ひなたぼっこ	城陽市寺田深谷16	55-9260	9:00~16:00
文化パルク城陽	城陽市寺田今堀1	55-1010	9:00~22:00	ぱれっとJOYO	城陽市寺田林ノ口11-114	54-7545	9:00~21:00
北部コミセン	城陽市平川広田67	55-1001	9:00~21:00	保健センター	城陽市富野久保田1-1	55-1111	8:30~17:15
東部コミセン	城陽市寺田正道152-1	55-7858	9:00~21:00	衛生センター	城陽市寺田南堤下1	53-1400	8:30~17:15
南部コミセン	城陽市富野東田部70-1	55-1002	9:00~21:00				
今池コミセン	城陽市枇杷庄知原15-1	56-0525	9:00~21:00				
青谷コミセン	城陽市市辺五島7-82	53-8273	9:00~21:00				
陽寿苑	城陽市奈島川原口20	55-1017	9:00~16:00				
陽東苑	城陽市久世芝ヶ原131	53-3700	9:00~16:00				
陽幸苑	城陽市寺田乾出北55	53-9393	9:00~16:00				

令和6年7月31日現在

《回収ボックスは各施設内にあります。》
※閉庁(館)日は出せません。

16か所どこでも
出せるよ
ご協力をお願い
しますネ!!



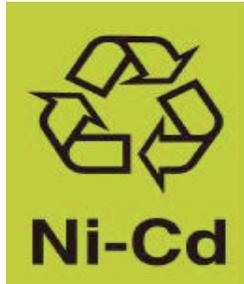
じょうりんちゃん

小型充電式電池

小型充電式電池とは

使い切りの電池(一次電池)とは異なり、充電して繰り返し使える小型で軽量の電池(二次電池)です。

これらは私たちの身の回りのさまざまな場面で使用されており、ニッケル(Ni)、カドミウム(Cd)、コバルト(Co)などの希少な金属資源が含まれています。小型充電式電池の製造事業者や小型充電式電池を使用する製品の製造事業者、それらの輸入販売事業者に回収・リサイクルが義務付けられており、電池にはスリーアローマーク(回収・リサイクルが必要であることを示す記号)が表示されています。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

また、小型充電式電池は、変形や破損・圧縮により激しい発煙・発火が起こるため取り扱いには注意が必要です。この電池がごみとして捨てられた場合、**ごみ収集車やごみ処理施設において火災が発生することがあり全国的に問題となっています。**

城陽市内に小型充電式電池を回収しているお店がありますが、処分時の利便性を向上させるため、市の関連施設においても拠点回収をしています。回収の対象は、スリーアローマークがついているニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池です。

なお、市の回収では家庭で使用されていた小型充電式電池のみを対象にしています。仕事・業務で使用されていた小型充電式電池は回収しませんのでご注意ください。

拠点回収の場所

下記の16施設に設置している使用済小型家電回収箱の上に小型充電式電池の専用回収箱がありますので入れてください。

小型充電式電池回収拠点一覧

回収拠点	住所	電話番号	開庁(館)時間	回収拠点	住所	電話番号	開庁(館)時間
市役所	城陽市寺田東ノ口16、17	52-1111	8:30~17:15	陽和苑	城陽市平川大將軍2	52-9670	9:00~16:00
福祉センター	城陽市寺田東ノ口17	56-0909	8:30~17:15	ひなたぼっこ	城陽市寺田深谷16	55-9260	9:00~16:00
文化パーク城陽	城陽市寺田今堀1	55-1010	9:00~22:00	ぱれっとJOYO	城陽市寺田林ノ口11-114	54-7545	9:00~21:00
北部コミセン	城陽市平川広田67	55-1001	9:00~21:00	保健センター	城陽市富野久保田1-1	55-1111	8:30~17:15
東部コミセン	城陽市寺田正道152-1	55-7858	9:00~21:00	衛生センター	城陽市寺田南堤下1	53-1400	8:30~17:15
南部コミセン	城陽市富野東田部70-1	55-1002	9:00~21:00				
今池コミセン	城陽市枇杷庄知原15-1	56-0525	9:00~21:00				
青谷コミセン	城陽市市辺五島7-82	53-8273	9:00~21:00				
陽寿苑	城陽市奈島川原口20	55-1017	9:00~16:00				
陽東苑	城陽市久世芝ヶ原131	53-3700	9:00~16:00				
陽幸苑	城陽市寺田乾出北55	53-9393	9:00~16:00				

令和6年7月31日現在



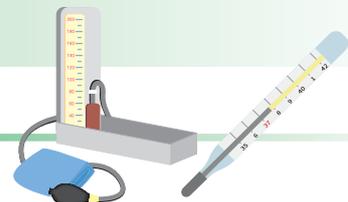
ここに投入してください

《回収ボックスは各施設内にあります。》
※閉庁(館)日は出せません。

水銀使用製品

血圧計・体温計など(水銀が使用されているもの) ※事業所からのものは除く

衛生センター又は市役所環境課環境係までお持ちください。



生ごみ処理機等購入費補助金交付制度

生ごみ処理機等の購入費の一部を補助することで、処理機や容器の普及を図り「ごみの減量やリサイクル」の促進を目的としています。

《補助対象となる機器》

- ①生ごみ処理機 : 1日に1kg以上の生ごみ分解処理能力を有するもの
生ごみを粉砕して下水に流すデスポーザー方式は対象外
- ②コンポスト容器 : 容量100ℓ以上
- ③ボカシ容器 : 容量10ℓ以上

《補助金》

購入費(消費税込)の2分の1(100円未満切り捨て)

- ※補助限度額 ①生ごみ処理機 : 20,000円
②③コンポスト容器又はボカシ容器 : 4,000円

- ◆城陽市内に住所を有し、「生ごみ処理機等」を市内に設置する人で、設置した機器により生じた堆肥をリサイクル(農園等で使用)するとともに、機器の適正な管理ができる人。
- ◆1世帯につき、生ごみ処理機1基及びコンポスト容器又はボカシ容器いずれか2基に対し補助します。(現在コンポスト又はボカシ容器で補助を受けている人で、新たに生ごみ処理機を購入された場合は補助金の申請ができます。)以前に補助を受けた時から5年以上経過後、処理機等を買替えた更新の場合でも補助金の申請ができます。
- ◆補助金申請書に、機器等の名称及び購入者の氏名が明記された領収書の原本を添付してください。(振込先口座と印鑑をご持参ください。)
- ◆申請先 衛生センター又は環境課環境係

家庭用生ごみ処理機のモニターを募集しています

市では、市民のみなさんに家庭用生ごみ処理機の貸し出しを行っています。

- ◆貸出期間 1家庭あたり、3週間貸し出しします。
- ◆対象者 市内在住の人
- ◆貸し出し品 家庭用生ごみ処理機①又は②の希望サイズのものを貸し出しします。
①2~4人用 (268×365×470mm、重さ11kg)
②2~6人用 (268×365×550mm、重さ12kg)
- ◆応募方法 電話でお申し込みください。
(お名前、ご連絡先、希望サイズ、受け渡し日をお聞きます。)
- ◆貸し出し方法 受け渡しは環境課環境係にて行います。
借用機器がお持ち帰りできる準備をしてお越してください。
- ◆感想などのアンケート 貸し出し期間中に気づいたことや、工夫したこと、困ったことなど、使用した感想などを別紙アンケートにて報告いただけます。
- ◆申し込み・お問い合わせ先 環境課 環境係 ☎(56-4061)



じょうりんちゃん

ご利用
おまちしています!!

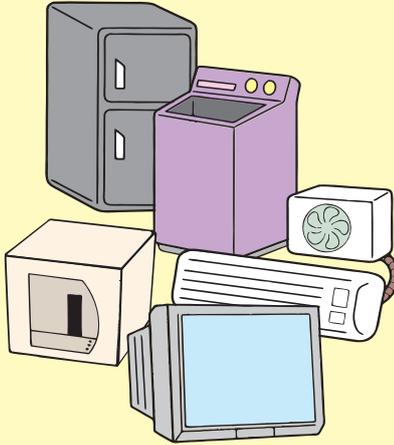


生ごみは
活かして資源に!

家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法により、消費者、家電製造業者、家電小売業者が、それぞれ役割分担し、リサイクルに取り組む仕組みです。

《家電4品目：テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンが対象になります》



- 家電リサイクル料金が必要となります。
料金は各品目及び大・小、製造メーカー等により異なります。

家電リサイクル対象品目	リサイクル料金区分（お問い合わせください）
テレビ（ブラウン管式） （液晶・プラズマ式） （※R6.4～有機EL式）	大（16型以上）
	小（15型以下）
冷蔵庫・冷凍庫	大（171ℓ以上）
	小（170ℓ以下）
洗濯機・衣類乾燥機	大・小区分なし
エアコン	室内・室外ユニット1組、または、各1台 大・小区分なし

●家電リサイクル法対象品目の処分方法

- ◆買い替えの場合・・・買い替え店に依頼する
- ◆購入店が分かる場合・・・購入店に依頼する
- ◆ご自身で処分する場合・・・指定引取り場所へ持って行く（収集運搬料金不要）
郵便局で家電リサイクル券を購入後、券と家電品を下記の指定引取り場所へ持込んでください。
（※家電リサイクル券購入の際は、メーカー名と大・小の明記及び振込料金が必要です。）

◆嶋崎運送（株）

伏見区横大路六反畑57-4
Tel.075-604-6055

◆日本通運（株）京都指定引取場所

伏見区淀美豆町414-10
Tel.075-748-9345

- ◆回収を依頼する場合・・・家電回収協力店に依頼する

【家電回収協力店】

- エディオンアルプラザ城陽店
富野荒見田112 アル・プラザ城陽3階 Tel.57-1610
- ジョーシン城陽インター店
久世荒内325 Tel.55-5151
- ニシオ電化工業
寺田今堀72-101 Tel.53-3911

ごみとして出せません。
リサイクルを
しっかりしてネ!!



パソコン

「パソコン」はメーカーが回収、再資源化します。

- ◆製造メーカーに回収を依頼してください。（ごみとして、収集できません。）
リサイクル料金が必要です。ただし、平成15年10月以降に購入された「PCリサイクルマーク」のあるものは無料です。製造メーカーに回収の申込み手続きを行ってください。
- ◆メーカー不在・個人組立てパソコン等はパソコン3R推進協会にお問い合わせください。
平日（10:00～17:00） Tel.03-5282-7685
- ◆ノート型パソコンは、小型家電拠点回収にご協力ください。
ただし、投入口〈高さ20cm・幅40cm〉に入るもの。 ※事業系パソコンは出せません。

PC
リサイクル



資源再生利用奨励金制度

1 目的

- ・ごみの減量と資源の有効再生利用を目的としています。
- ・回収量1kgに対し5円(令和6年度時点)と、年間2,000円(事務費)の奨励金を交付しています。



じょうりんちゃん

大切な資源です
リサイクルしましょうネ!!

2 補助対象品

- ・新聞・雑誌・ダンボール・古着



新聞



雑誌



ダンボール



古着

3 補助対象者

- ・子ども会・自治会などの団体

4 申請手続き

- ・「城陽市資源再生利用奨励金交付申請書」に回収量を証明する仕切票(回収票)を添付して申請してください。
- ・交付には中間交付と年間交付があります。(右表参照)
- ・申請先：衛生センター

区分	項目	対象期間	申請期限	交付時期
中間交付		4～9月	10月末	12月
		10～3月	3月末	5月
年間交付		4～3月	3月末	5月

お願い

『実施いただける団体を募集しています。』
くわしくは、衛生センター(53-1400)へお問い合わせください。

ごみ散乱防止ネット等購入費補助金制度

市が収集する地域のごみステーションにおいて、集積ごみの散乱を防止し、住環境の美化に努めるため、ごみ散乱防止ネットなどを購入された経費を補助する制度です。

- ◆申請者：ごみステーションを利用する市民又は管理する団体の代表者
- ◆補助対象：ごみステーション1か所につき市販のごみネット又はブルーシートを1枚
- ◆補助額：購入価格(税込)の3分の2(100円未満切捨)。補助限度額3,000円。
- ◆申請期間：随時



◎同一ごみステーションにおいて、以前に補助を受けた日(補助決定日)から2年以上経過後、あらたにごみネットを購入された場合は補助金の申請ができます。

※市役所(環境課環境係)又は衛生センターに備え付け、市ホームページ(ダウンロード)に掲載の申請用紙に購入された領収書(原本)及び地図を添付して、市役所(環境課環境係)又は衛生センターへ直接申請してください。

ごみ収集後の、ごみステーションの掃除、
ごみネットの整理・整頓を
よろしくお願いします。



じょうりんちゃん

城陽市の一般廃棄物処理について

内容

条例に基づく申請により城陽市の一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可を受けた事業者以外は城陽市内で事業を行えません。

引っ越しや遺品整理に伴って生じた廃棄物の収集運搬を業者に依頼する場合は、城陽市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

インターネットなどで産業廃棄物収集運搬業許可を掲げている業者がありますが、家庭から出る廃棄物は、すべて一般廃棄物ですので、産業廃棄物収集運搬業許可を受けていても城陽市の一般廃棄物収集運搬業許可を受けていない業者には依頼できません。

城陽市の一般廃棄物収集運搬業許可業者以外が城陽市内で収集運搬することは、法律違反であり、トラブルの恐れがありますので、市民のみなさんは、城陽市の一般廃棄物収集運搬業許可業者以外に依頼しないでください。

※家庭からの一般廃棄物収集運搬は許可制です。
受託可能な許可業者は市ホームページに掲載しています。



城陽市の許可がないと一般廃棄物処理業ができません

事業者のみなさんへ

一般廃棄物の収集運搬は、城陽市の一般廃棄物収集運搬処理業許可業者へ依頼するか、自らその一般廃棄物を持ち込んでください。

なお、産業廃棄物につきましては、産業廃棄物処理業許可業者（京都府が許可）へ依頼してください。

◎金属類や資源物等の持ち去りを禁止します



持ち去ると条例により罰せられます!!

内容

ごみステーション又は回収拠点から、市又は市の委託を受けた業者等以外の者が金属等資源物（『空カン』『空ビン』『ペットボトル』『紙パック』『プラマーク製品（プラスチック製容器包装）』『廃乾電池』『金属を含む物（燃やさないごみ）』『使用済小型家電』『廃食用油』『廃蛍光管』『小型充電式電池』）を持ち去りする行為を禁止します。

持ち去りに対して、禁止命令を出し、禁止命令に違反すれば罰金（20万円以下）に処されます。

持ち去りを見かけた場合 ※決して接触しないでください。危険です。

持ち去り行為を目撃された方は、目撃した日時、場所、車両ナンバーなどの情報を衛生センター（53-1400）へ情報提供してください。

ご理解とご協力をお願いします!!



じょうりんちゃん

◎動物死体の出張回収は有料です（持ち込みは無料）

内容

持ち込みの場合は無料（100kgを超える場合は別途手数料要）です。公道で死亡している動物の死体に限り、無料で出張回収します。私有地の場合はペットであるかどうかを問わず出張回収は有料です。



事 項		手 数 料
100kg以下の動物の死体	市が収集する場合1体につき	2,000円
	市が指定する場所で引き受ける場合	無料
100kgを超える動物の死体	市が収集する場合1体につき	4,000円に処分を要した費用の実費に相当する額を加えた額
	市が指定する場所で引き受ける場合1体につき	2,000円に処分に要した費用の実費に相当する額を加えた額

出張回収

出張回収を希望する場合は、衛生センター（53-1400）に電話で依頼してください。受付は、年末年始を除く平日（祝日を含む）の8:30から16:00となります。

動物死体は、できるだけダンボールなどに入れてください。

出張回収時に、手数料の2,000円（100kg以下に限る）を現金でお支払いください。

敷地内で死亡している飼い主のいない猫・鳥等・ペット以外の動物の死体につきましても、出張回収を希望される場合は有料となります。

持ち込み

持ち込みは、動物死体をダンボールなどに入れて衛生センター（城陽市寺田南堤下1）に持ち込んでください。100kgを超える場合を除き無料です。

100kg以下の動物死体は、事前連絡は必要ありませんので、直接、持込んでください。

なお、衛生センターの閉庁時（平日の17:15から翌日の8:30まで・土曜日・日曜日・年末年始）につきましては、市役所（城陽市寺田東ノ口16番地、17番地）の宿直に持ち込んでください。（100kgを超える場合は不可）

100kgを超える動物死体

事前に衛生センターに電話（53-1400）でご相談ください。

公道上の動物死体

動物死体のある場所・動物死体の種類などを衛生センターに電話（53-1400）でご連絡ください。無料で市又は道路管理者が回収します。

その他

市が引き受けた動物死体は、城南衛生管理組合の動物専用施設で焼却します。なお、他の動物死体と一緒に焼却しますので、遺骨の引き渡しなどは対応できません。

美しいまち城陽を守るためにできること

城陽市ポイ捨て禁止条例を施行しました

ポイ捨てが海を汚す!? ～海洋プラスチック問題について～

普段の生活でよく目にするペットボトルやレジ袋、プラスチック製品。これらは使い捨てにされるものも多く、ポイ捨てなどにより雨や風によって河川に入り、海に流出してしまいます。ポイ捨てされたごみは、木津川、古川、青谷川や長谷川など身近な河川だけでなく、地球規模での海洋汚染の原因となり、生態系等に悪影響を及ぼしているのが現状です。



身の回りのごみを「ポイ捨て」せず正しく処理することは、プラスチックごみ等の海洋流出を防ぐためにも不可欠であり、持続可能な開発目標(SDGs)の「つくる責任つかう責任」、「海の豊かさを守ろう」の達成に向け、市、市民等、市民団体及び事業者のパートナーシップによるさらなる取組を進める必要があります。

● 制定の目的 ●

本市では、新名神高速道路の開通や(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの開業、次世代型物流拠点の整備等、多くの開発が進んでおり、交流人口や関係人口の増加が見込まれます。城陽を訪れる多くの人々にも「きれいなまち・美しいまち城陽」を体現していただき、環境意識の向上につなげていく必要があります。

また、ボランティア等による市内クリーン活動等の浸透により、ごみのない美しいまちづくりが進展していますが、ポイ捨てごみは未だ存在しており、良好な生活環境の確保を図るため、さらなる環境美化の推進に努める必要があります。

そこで本市では、まちのポイ捨てを禁止する「城陽市ポイ捨て禁止条例」を制定(令和6年4月1日から施行)しました。この条例は、**市、市民等、市民団体及び事業者**が一体となって美しいまちづくりを推進するため、ペットボトル、空き缶、プラスチック製の容器・包装・袋、紙袋、吸い殻等のごみのポイ捨ての防止について必要な事項を定め、公共の場所等の快適な生活環境を確保することを目的としています。その結果、前述の海洋汚染の原因となるごみを削減することにもつながります。

● ポイ捨てをなくしてきれいなまちに ●

そもそも「ポイ捨て行為」は、法律でも禁止されている「不法投棄」にあたる行為です。条例では、「**市内におけるポイ捨て行為の禁止**」「**ポイ捨て対象物を定義**」「**市、市民等、市民団体、事業者の主体ごとに、美化努力に対する責務**」を規定し、広く周知・啓発することで、自分だけではなく、城陽市に関係するみんなを取り組んでいくことが大事であることを示しました。

また、自動販売機で飲食物等を販売される者に対しては、自動販売機の周辺に「リサイクル用回収設備」を設置する努力義務を設け、自動販売機周辺の美化とペットボトル等の再資源化に努めることとしています。

・市民等：市内在住者、土地建物所有者等、在勤者、在学者、滞在者、通過者。 ・事業者：市内で事業を営む法人その他の団体又は個人。
・市民団体：市民又は事業者により組織された公益的な活動を行う団体。 ・公共の場所：市内の道路、河川、公園、広場その他不特定多数の者の用に供する場所。

条例を守らない方に罰則が適用されます!



公共の場所又は他人が所有、占有し、管理する場所にみだりに捨てたり放置した者には、必要な指導を行います。

指導を受けた者が再びポイ捨てをした場合は、勧告を行い、それでも従わない場合は、勧告に従うよう命令します。

それでも従わずに繰り返しポイ捨て行為をした者には、**2万円以下の「過料」**を科すことになります。

みんなで城陽市を美しく保ち、気持ちのいいまちづくりを進めていきましょう。

フードドライブにご協力を！

ご家庭等に眠っている食品があればぜひお持ちください！

フードドライブとは？

ご家庭等で余剰となっている食品をご提供いただき、フードバンク等に届ける活動です。

城陽市が集めた食品はどうなるの？

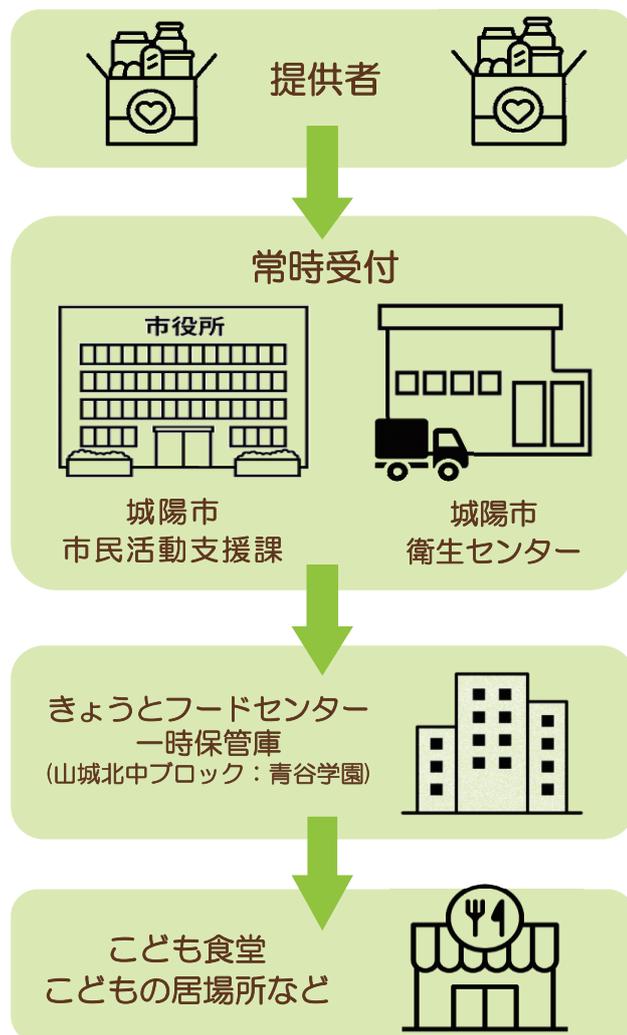
みなさんから城陽市に無償でご提供いただいた食品は、「きょうとフードセンター」の一時保管庫（城陽市域は社会福祉法人青谷学園が担当）を通じて食品を必要とする「子ども食堂」や「子どもの居場所」などの団体に提供されます。

どんな食品でも持って行けるの？

食品をお渡しした人に安全に食べてもらうため、集める食品にはいくつかルールを設定しています。ご協力をお願いいたします！

どこに持って行けばいいの？

市民活動支援課窓口（城陽市役所本庁舎1階受付横）と城陽市衛生センター窓口の2か所で常時受け付けています。開庁日の開庁時間にお持ち込みください。



こんな食品大歓迎！

- 保存食品(缶詰、瓶詰等)
- ふりかけ、お茶漬、のり
- インスタント食品、レトルト食品
- 調味料各種、食用油、乾物、干物
- ギフトパック(お歳暮、お中元)
- 飲料(ジュース、コーヒー、紅茶等)
- お菓子類
- 穀類(お米、麺類、小麦粉等)

守っていただきたいルール

- 未開封で、包装や外装が破れていないもの
 - 賞味期限が1か月以上あるもの
 - 常温保存ができるもの
 - 製造者または販売者が表示されているもの
 - 成分表示又はアレルギー表示がされているもの
- ※これら5項目すべてに該当する食品が対象です

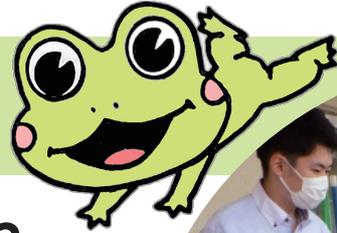
日本の食品ロスの現状 日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は472万トン(令和4年度推計値)。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2020年で年間約480万トン)とほぼ同等に相当します。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。



つながりよう!未来をつくる小さな一歩

城陽環境パートナーシップ会議

新規会員募集中!



城陽環境パートナーシップ会議って?

城陽環境パートナーシップ会議は、市・市民・市民団体・事業者が協働して、城陽市の環境づくりに取り組むために平成15年に設立しました。主な活動内容としては、より多くの人に環境に対する知識や意欲を持ってもらえるよう、自然に触れあえる場所や機会をつくったり、省エネルギーや循環型社会についての啓発をおこなったり、身近な場所の美化活動をおこなったりしています。



どんな活動をしているの?

年に一度の城陽市環境フォーラムの開催をメインとして会全体で取り組んでいます。また、本団体は「生活・自然部会」と「循環・地球環境部会」の、2つの部会にわかれて活動しています!



生活・自然部会

- ・花いっぱい運動
- ・はたけひろば
- ・どんぐりやまプロジェクト
- ・自然観察会
- ・グリーンカーテンの普及・啓発など

循環・地球環境部会

- ・市内保育園への環境出前講座
- ・カーボンニュートラル絵画展
- ・デイリーエコチョイスJOYO (啓発冊子・動画の作製)
- ・3R活動の推進 など

環境フォーラムの様子



個人会員

<対象>

城陽市在住、在学、在勤の環境に関心のある人

<会費> 無料

・定例会(月1回)や、イベント運営にご参加いただけます。
※自由参加

・交流会や学習会にご招待します。
※自由参加

・会員通信(年4回)を送付します。

※電子送付にご協力頂くとエコ・アクション・ポイントを付与します

団体会員

<対象>

城陽市内で活動する団体及び法人

<会費> 無料

・定例会(月1回)や、イベント運営にご参加いただけます。
※自由参加

・交流会や学習会にご招待します。
※自由参加

・会員通信(年4回)を送付します。

※電子送付にご協力頂くとエコ・アクション・ポイントを付与します

賛助会員

<対象>

本会議の趣旨に賛同し、活動を支援する団体・個人及び法人

<会費> 20,000円/年

※賛助会員のみ1年更新

・当会義の会員通信とホームページに団体名・個人名及び法人名を掲載します。

・ホームページにはリンクを掲載します。

※希望者のみ

・以下、他会員と同様。

入会方法

方法1▶スマートフォン・携帯電話からのお申し込み

右の二次元コードを読み取り、申込フォームに必要事項を入力し、送信してください。



申込フォーム

方法2▶パソコンを使用してお申し込み

城陽環境パートナーシップ会議の公式ホームページから、申込用紙をダウンロードし、メール又はFAXで送信してください。

※ホームページ・応募先の情報は下記

方法3▶お電話又は直接のお申し込み

事務局(城陽市役所 環境課)の電話又は窓口へ、入会希望の旨をお申し出ください。申し込み方法をお伝えします。

※連絡先は下記

問合せ
応募先



城陽環境パートナーシップ会議事務局

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 城陽市役所環境課内
TEL:0774-56-4061 FAX:0774-56-3999 メール:kankyoshomu@city.joyo.lg.jp



ホームページ

家庭や職場で
やってみよう!

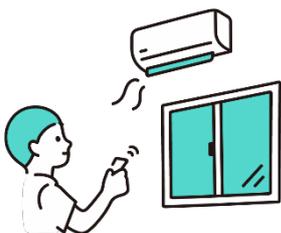
エコ活

～未来のために、いま選ぶ～



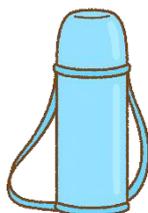
普段の生活におけるエコな活動(略してエコ活)をご紹介します!ひとつひとつは小さな行動かもしれませんが、毎日みんなで取り組むことで、未来へつながる大きな一歩となります! できることから取り組みましょう。

夏は28℃、冬は20℃に!



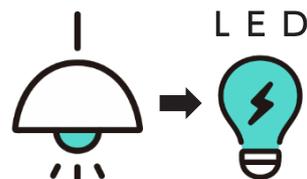
室温を意識してエアコンを使用することは立派なエコ活です。快適性を損なわない範囲で省エネルギーを目指すために、夏は28℃、冬は20℃の室温設定が推奨されています。

マイボトルを持ち歩こう!



ペットボトルから、繰り返し使えるマイボトルに替えることで使い捨てプラスチックを削減しましょう。ごみの処分する際に発生するCO₂の削減や資源の節約につながります。

電球をLEDに替えよう!



電球形LEDランプは、一般電球に比べ、消費電力が約85%低く、寿命は約40倍です。家計にお得であることはもちろん、電球交換の手間も省けます。また、点灯後すぐに明るくなるのも利点です。

宅配は一度で受け取ろう!



宅配便の再配達によるCO₂の排出量は年間でおよそ42万トン。宅配ボックスや受け取りスポットの活用、時間指定など、少しの工夫で無駄を無くしましょう!

食べる分だけ購入しよう!



献立を決めて買い物に行くこととフードロス減らすことができます。すぐに食べるものは賞味期限が短くても大丈夫!手前を選ぶ[「てまえどり」]にご協力ください。

エコドライブで燃費向上!



アクセルの踏み込みをやさしくする。それだけで約10%の燃費が向上しCO₂削減につながります。お財布にも地球にもやさしいエコドライブを意識しましょう!



身近なことからはじめよう

城陽市エコ・アクション・ポイント

エコアクション(=環境にやさしい商品の購入やサービスの利用)でポイントが貯まる!使える!

環境イベントへの
参加※

広報紙の閲覧※

LED照明への
交換※

店舗での
リサイクル回収
に協力※

地産地消の
取り組み※

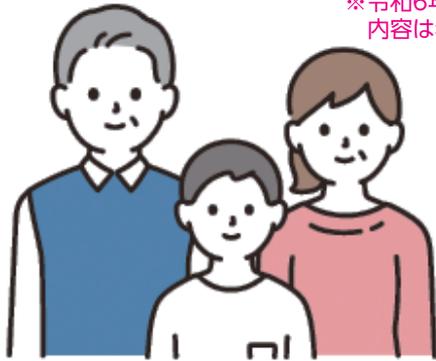
などなど!

詳しくは市ホーム
ページをチェック



市ホームページ

※令和6年度のエコアクションです。
内容は年度ごとに変更になる場合があります。



貯めたポイントは色々な場面で使える!



ギフトカードや
電子マネーに!



日用品や食品などの
商品に交換



環境保護の取り組みへ
寄付する

※交換可能商品の確認は、公式サイト又はアプリでご確認ください。

エコ・アクション・ポイントとは?

環境省が推進するエコアクション(環境にやさしい商品の購入やサービスの利用)に特化した全国共通のポイントプログラムです。

城陽市では、エコアクションに取り組む市民を一人でも多く増やし、ゼロカーボンシティの実現に向け取り組みを進めています。

ご利用方法



アプリの ダウンロード

下記の二次元コードをスマートフォンで読み取り、エコ・アクション・ポイント専用アプリをダウンロードしてください。
公式サイトからもご登録可能です。
(<http://www.eco-action.jp>)

新規会員登録

「新規会員登録はこちら」より、メールアドレスを入力し、登録してください。
その後、登録用URLが記載されたメールが送付されますので、そちらから会員情報を入力し利用登録をします。

規約の確認

必要事項にご入力後、ご利用規約をご確認の上、「上記で登録する」ボタンを押します。
※「利用規約」「個人情報の取り扱い」をそれぞれ確認後2か所にチェックを入れます。
確認画面で内容を再度確認し、もう一度「上記で登録する」ボタンを押して登録完了です。



エコ・アクション・ポイント シロクマのマークのアプリです♪



iPhoneなど



Android



◀アプリをお持ちでない場合
公式サイトからも会員登録
ができます

※アプリや登録方法に関するお問い合わせは、エコ・アクション・ポイント事務局まで(☎0120-889-614 10:00-17:00/土・日・祝・年末年始休)



犬や猫との楽しい暮らし 適切な飼い方が大切です

犬や猫などのペットの存在は私たちの心を癒やしてくれます。一方、ペットを飼うには社会のルールを守り、他人に迷惑をかけないようにすることが大切です。適切な飼い方を心がけ、人とペットがともに快適に暮らせるまちを目指しましょう。



犬や猫の飼育のチェックポイント

飼育環境を整え、周囲に迷惑をかけない

飼うときは犬や猫の習性や生態をよく理解し、適切な飼育をしましょう。

●飼い始めたら

- 最期まで愛情と責任を持って飼う
- きちんとエサ、水を与える
- 飼育場所とその周囲を清潔に保ち、害虫などの発生を防止する
- 前もって繁殖制限をするなど、増えて管理できなくなるようにする
- ふん尿で汚したり、鳴き声、においなどで近所に迷惑をかけないようにする

犬を飼うときは

散歩時のふんは必ず処理し、放し飼いしない

●ふん尿の後始末は、飼い主が責任を持って行いましょう

ふん尿は家で済ませてから散歩に出かけましょう。散歩中のふんは袋に入れて持ち帰り、尿は多めの水で洗い流すか、ペットシート(吸水シート)で吸わせましょう。散歩するときは、ふん袋と多めのペットボトルの水やペットシートを携帯しましょう。また、散歩中のブラッシングで抜けた犬の毛は持ち帰りましょう。



●鳴き声

無駄ほえをしないようにしつける(病気による場合もありますので、かかりつけ獣医にご相談ください)

●放し飼い

家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ず引きひもをつける

猫を飼うときは

室内で飼い、首輪に名札を

●室内で飼う

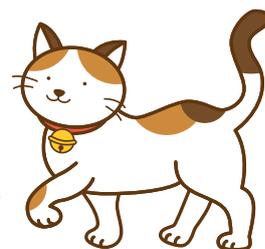
近隣でふん尿などの迷惑をかけないように室内で飼う

●室内にトイレの設置

家に1匹につき1つ以上のトイレを用意し、トイレを汚れたままにしない

●迷い猫防止

首輪に所有者・連絡先を記した名札をつける



狂犬病予防

毎年1回狂犬病予防注射をし、首輪に注射済票をつける

犬の登録

生涯に1回登録をし、迷い犬にならないためにも鑑札のついた首輪をつける

避妊、去勢手術のすすめ

飼い犬や飼い猫の子どもが生まれてから困らないように、あらかじめ動物病院で避妊、去勢手術をしましょう。特に猫は年3~4回、1回に5~6匹出産することもあります。

ご近所は困っています!!

飼い主のいない犬、猫を増やさないため、エサを与えないようにしましょう。市には犬や猫に関する相談や苦情が多くあります。その主なものは「飼い犬の散歩中のふん尿の放置」「飼い猫の放し飼いによるふん尿の被害」「飼い主のいない猫に対する路上でのエサやりに伴う臭いの発生や虫の発生による被害」です。ご近所の迷惑にならないよう注意しましょう。

城陽市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付制度

飼い主のいない猫に対して不妊・去勢手術等を行った際に、1匹につき5,000円を上限に補助する事業です。事前に市に同意書の提出が必要です。申請要件等詳しくは衛生センターまでお問い合わせください。

城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

飼い主は、公共の場所(道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所)にふんを放置することを禁止することを規定しています。また、飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、そのふんを持ち帰らなければならないと規定しています。市は、これらに違反していると認めるときは、その飼い主に対し、是正するよう勧告及び命令します。それにも関わらず違反する場合は、30,000円以下の罰金に処されることがあります。

※ペットが亡くなった場合はP22をご覧ください

問 衛生センター ☎53-1400

ハチの巣駆除は慎重にしましょう

◆ハチは人を刺すため恐れられていますが、その一方では、毛虫などの害虫を取ったり、花粉を媒介することでくだものや農作物を作る役割を担う、たいへん有益な昆虫です。社会性のあるハチ類は、単独で行動しているときはおとなしく、不用意に捕えたりしなければ刺すことはありません。しかし、巣をつついたり、壊したりすると、集団で攻撃してきます。

《巣の駆除について》

◆「アシナガバチ」は比較のおとなしいので、各家庭で巣の駆除をお願いします。巣を駆除するには、日没後か、早朝のハチが活動していないときに殺虫剤を噴射し、巣にハチがとまっていない状態でさお竹などで巣を落としてください。

◆「スズメバチ」は、巣を庭木や軒先、天井裏などに作り、気性が荒く、刺激を受けると人を襲うことがあります。

◆「ミツバチ」は、巣を無用に刺激しないようにしてください。

※家庭にできた「スズメバチの巣」のみ市で駆除を行います。他のハチや事業所等にできた巣は市で駆除できません。くわしくは、環境課環境係 ☎56-4061 にお問い合わせください。

スズメバチ



攻撃性が強いため、巣に近づいたり、巣にいたずらをするなど、ハチに刺激を与えないようにしましょう。

そして、7月から11月頃までは、巣に近づくだけで、集団で襲ってくることもあります。

巣の特徴は、マーブル模様のボール状の形で、巣穴が一つだけです。



アシナガバチ



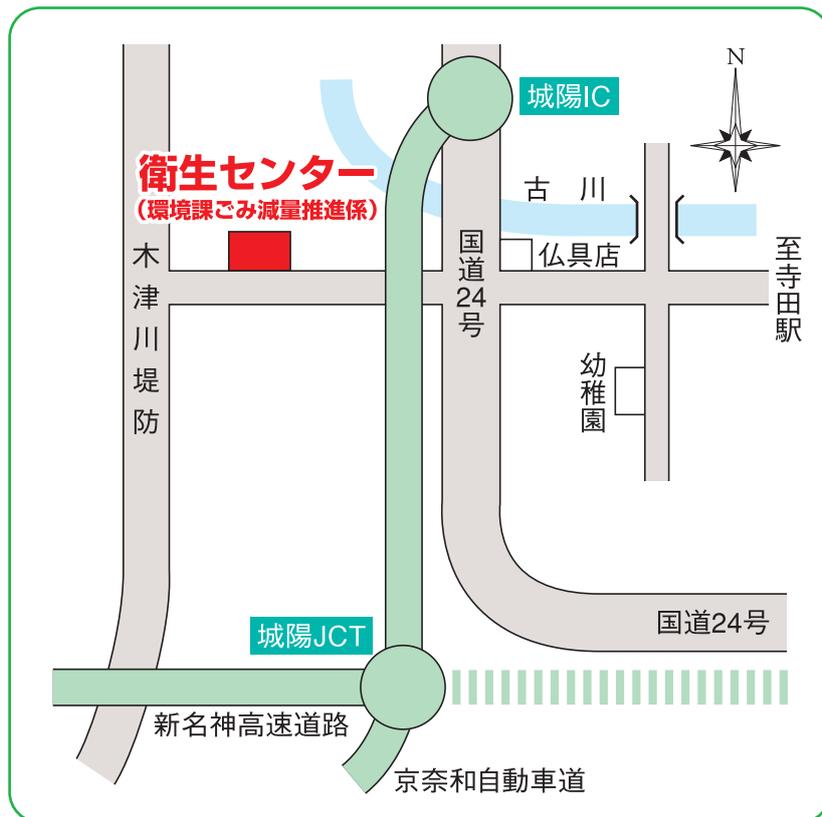
夏場になるとよく見かけるハチです。ふわふわと飛び回り、それほど危険なハチではありません。

家の軒下や樹木の枝に巣を作り、庭に水まきをすると飛び回り、驚かされることがありますが、おとなしいハチです。右の写真が巣です。下から見ると六角形の穴がたくさんあいているのが特徴です。



《し尿収集》

収集日程は、「広報じょうよう 毎月15日号」と「市ホームページ」でお知らせします。収集漏れになった場合は、必ず収集口から確認のうえ、翌日(土・日・祝日の翌日)に城南衛生管理組合(☎075-631-5171)に連絡してください。



城陽市衛生センター(市民環境部 環境課ごみ減量推進係)

〒610-0121 京都府城陽市寺田南堤下1番地
TEL:0774-53-1400 FAX:0774-53-1402